

宮崎県公報

平成20年4月7日(月曜日) 第 1970 号

発 行 宮 印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

		貝
告 示		
○民有林の保安林の指定予定(5件)	(自然環境課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定	$(\hspace{0.4cm} {\prime \prime} \hspace{0.4cm})$	2
○林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課)	2
○道路の区域の変更(2件)	(道路保全課)	3
○道路の供用の開始	$(\hspace{0.4cm} {\prime \prime} \hspace{0.4cm})$	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○指定構造計算適合性判定機関の指定について…	(建築住宅課)	3
公告		
○県営土地改良事業計画の策定(2件)	(農村整備課)	4
○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定	$(\hspace{0.4cm} {\prime \prime} \hspace{0.4cm})$	4

○市長村営土地改良事業に係る土地改良事業計画
の変更協議の適当の決定(農村整備課) 4
公安委員会公告
○検定合格者審査の実施について4
労働委員会規則
○宮崎県労働委員会規則の形式の左横書きの実施
に関する規則
労働委員会告示
○宮崎県労働委員会告示の形式の左横書きの実施
に関する告示6
労働委員会訓令
○宮崎県労働委員会訓令の形式の左横書きの実施

宮崎県告示第 263号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷区字 納間字九郎造2435-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 264号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、 次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代 次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。 字十々呂口5493-2 · 5498-1 · 5499 · 5504-1 · 5504-3 · 55

 $04-4 \cdot 5505-1 \cdot 5506-1 \cdot 5506-2 \cdot 5507 \cdot 5507-1 \cdot 5508$ • 5510 • 5511 • 5519 • 5520 • 5524 • 5525 • 5525 — 1 • 5525 — 3 • $5527 - 3 \cdot 5528 \cdot 5535 - 1 \cdot 5536 - 3 \cdot 5537 - 3 \cdot 5538 - 1 \cdot 55$ 38-3・5539-1・5539-3 (以上29筆について次の図に示す部 分に限る。)、5493-1、5493-3、5494、5495、5497-1、54 97-2, 5498-2, 5509, 5527-1, 5529, 5530, 5530-1, 55 35-2, 5536-1, 5536-2, 5537-1, 5537-2, 5538-2, 5539 - 2

に関する訓令……………7

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字土々呂口5495・5505-1・5509(以上3筆について、次 の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。 字土々呂口5511(次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 265号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、

平成20年4月7日

宮崎県公報

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 南那珂郡北郷町大字大藤 字内ノ野東乙1541-43から乙1541-45まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字内ノ野東乙1541-43・乙1541-44(以上2筆について、 次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 266号

森林法(昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福 良字大中尾 163-99(次の図に示す部分に限る。)、163-122、 163-123
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字大中尾 163-99・163-122・163-123 (以上3筆に ついて、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 267号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、 次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字上椎 八重6010-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 268号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次の とおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村 大字七ツ山字米ノ迫6346-3
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字米ノ迫6346-3 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸 塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 269号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、 次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録	生産事業者の氏名	生産業	 養者の内容	事業所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1264	有限会社 鈴木組 代表取締役 鈴木克裕 東臼杵郡椎葉村 大字下福良 1819番地		幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	有限会社 鈴木組 東臼杵郡椎葉村 大字下福良 1819番地
1265	黒田 明 東臼杵郡美郷町 南郷区神門	採取精選	幼苗の育 成 幼苗以外	黒田 明 東臼杵郡美郷町 大字南郷区

				\mathbf{n}
	3726番地 1		の苗木の 育成	
1266	黒木 博之 東臼杵郡美郷町 大字南郷区鬼神野 69番地1	採取精選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	黒木博之 東臼杵郡美郷町 大字南郷区
1267	福田幸江 宮崎市田野町 乙7466番地 2	採取精選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	福田幸江 宮崎市田野町 乙7466番地 2
1268	田中良一 宮崎市高岡町小山 田 2154番地 2		幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	田中農園 宮崎市高岡町小山 田 2154番地 2

宮崎県告示第 270号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年4月7日から平成20年4月21日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路。	の	路線名	区	間	新旧	敷地幅		延	長
番号	種業	煩	始脉石		印	の別	(× –		(メー	トル)
205	県道		向山日		午郡日	IH	16.0	~	59.2	2
			之影線		町大字 字後		37.0			
					76番1	新	14.0	~	59.2	2
				地先对	から同		32.0			
				郡同田	町同大					
				字同"	字1483					
				番55	也先ま					
				で						

宮崎県告示第 271号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年4月7日から平成20年4月21日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅員	延長
番号	種類			の別	(メートル)	(メートル)
215	県道	大保下 曽木停 車場線	延岡市北方 町うそ越字 田野平子30	IΗ	11.6 ~ 16.0	31.8
		+	32番1地先 から同市同 町うそ越同 字子3033番 1地先まで	新	13.7 ~ 20.6	31.8

宮崎県告示第 272号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年4月7日から平成20年4月21日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	15000000000000000000000000000000000000	D. 111	出口目がひ知口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
215	県道	大保下 曽木停 車場線	延岡市北方 町うそ越字 田野平子30 32番1地先 から同市同 町うそ越同	平成20年 4 月 7 日
			字子3033番 1 地先まで	

宮崎県告示第 273号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土 木事務所及び延岡市都市建設部都市計画課、延岡市北川総合支所建 設課において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 日向延岡新産業都市計画道路 1・3・1号 延岡外環状線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
- (1) 追加した部分

延岡市北川町長井、須佐町、差木野町、宇和田町の各一部

(2) 削除した部分

延岡市北川町長井、須佐町、差木野町、大峡町、桜ヶ丘3丁 目、祝子町、松山町の各一部

宮崎県告示第 274号

宮崎県公報

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第18条の2第1項の規定に 協議を適当と決定した。 より指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定番号 第4号

2 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本ERI株式会社

東京都港区赤坂8丁目5番26号

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日本ERI株式会社判定事業部	東京都港区赤坂 8 丁目10番24 号
日本ERI株式会社仙台支店判 定部	宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番29号
日本 E R I 株式会社広島支店判 定部	広島県広島市中区上八丁堀4番1号
日本 E R I 株式会社福岡支店判定部	福岡県福岡市博多区博多駅前 2丁目2番1号

4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成20年4月25日

办

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により、 歌糸地区県営土地改良事業(延岡市、ため池等整備事業)に係る土 地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成20年4月7日から平成20年5月8日まで
- 3 縦覧場所

延岡市役所農村整備課及び北浦町総合支所内

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により、 山王地区県営土地改良事業(西都市、ため池等整備事業(災害危険))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
 - 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成20年4月7日から平成20年5月8日まで

3 縦覧場所

西都市役所農林振興課内

土地改良法(昭和24年法律第 195号) 第96条の2第5項において 準用する同法第8条第1項の規定により、西都市が行う土地改良事 業(東平田地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の施行

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成20年4月7日から平成20年5月8日まで

3 縦覧場所

西都市役所農林振興課内

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の3第5項において 準用する同法第48条第9項及び同項において準用する同法第8条第 1項の規定により、延岡市が行う土地改良事業(北方地区、村づく り交付金) に係る土地改良事業計画の変更の協議を適当と決定した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成20年4月7日から平成20年5月8日まで

3 縦管場所

延岡市役所農村整備課内、延岡市北方町総合支所農林課内

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5 条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者(以下「旧 検定合格者」という。)に対する審査(学科試験及び実技試験を受 検する者に限る。以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成20年4月7日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

- 1 審査の種別及び級並びに資格
- (1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規 則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第3条の規定によ る廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委 員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規 定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

- (2) 空港保安警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検 定に合格した者
- (3) 施設警備業務に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に 合格した者
- (4) 施設警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に 合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検 定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検 定に合格した者

- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1級の検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 2級の検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の 検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の 検定に合格した者
- 2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

- (1) 検定規則施行日(平成17年11月21日)において、現に、旧検 定に係る業務に継続して1年以上従事していた者
- (2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者
- 3 審査の日時

区分	日	時
審査1	平成20年 5 月14日(水)	午前 9 時30分から
審査 2	平成20年 6 月17日火	午前 9 時30分から

4 審査の場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1 宮崎県建設技術センター

- 5 審査の実施要領
- (1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数 10問
- イ 実技試験
- (ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

- (3) 2級の審査の科目及び内容
 - ア 学科試験
 - (ア) 科目
 - 警備業務に関する基本的な事項

- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数 10問
- イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

- 6 審査申請書の提出方法
- (1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区分	提出期間及び時間
審査1	4月14日(月)から4月18日(金までの午前9時から午後5時までの間
審査2	5月20日(火)から5月23日(金)までの午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

- 7 提出書類
- (1) 審香申請書
- (2) 旧検定合格証の写し
- (3) 写真1葉(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面(宮崎県公安委員会以外の公安委員会発 行の旧検定合格証の所持者に限る。)
 - 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面
- 8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話0985-31-0110 内線3024、3051)に行うこと。

労働委員会規則

こに公布する。宮崎県労働委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則をこ

平成二十年四月七日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

宮崎県労働委員会規則第一号

崎 県 公

宮崎県労働委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則 (以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること 等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

- 第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正 10 10°
 - | 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「牧正後規則」という。)における上方とし、既存規則に おける上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置 は、既存規則における文字の配置とする。
- 2 前頃の規定は、既存規則において既に左饋書きの形式をとって ない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の | 第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要 下欄に掲げるものに致める。

本と表でですると目とって	
一章、節、款、条、表及び様式	アラビア数字
の番号に用いられている漢数字	
二 号の番号に用いられている漢	左右を丸括弧で囲んだア
松	ラビア数字
三 号を第一次の段階で細分する	五十音順による片仮名
ために用いられている文字及び	
これを引用するために用いられ	
ている当該文字	
四 号を第二次の段階で細分する	左右を丸括弧で囲んだ五
ために用いられている文字及び	十音順による片仮名
これを引用するために用いられ	
ている当該文字	
五 表中その内容を第一次の段階	アラビア数字
で細分するために用いられてい	
る漢数字	
六 表中その内容を第二次の段階	左右を丸括弧で囲んだア
で細分するために用いられてい	レブア数 <u></u>
る文字及びこれを引用するため	
に用いられている当該文字	
七 漢数字(次に掲げるものを除	アラビア数字(漢数字を
~°)	区切る読点は削り、三け
ア 固有名詞の一部又は全部と	たごとにロンマによって
して用いられているもの	区切るとともに、小数点
イ 熟語の一部として用いられ	を表す中点はピリオドに
ているもの	致めるものとする。)
ゥ 数量又は順序を示す意味が	
薄く他の数字に置き換えての	
表現がみられないもの	
ェ 数字の単位として用いられ	
ているもの(十、百及び干を	
歩~。)	
オ 一の頃、二の頃及び五の頃	
に定めるもの	
八 頃番号のない頃	アラビア数字による項番
	号を付した項

九 左(文面上の位置又は方向を	炎
示すために用いられているもの	
に厭る。)	
十 右(文面上の位置又は方向を	- 기대
示すために用いられているもの	
に限る。)	
十1 斗뾑	八 薰
十11	冶 薰
十三 よう音に用いる「や」、「	かれがれ「も」、「ゅ」、
\$], [4], [4], [4]	[4], [4], [4]
若しくは「ョ」又は促音に用い	若しくは「『又は「?」
る「つ」若しくは「ツ」	若しくは「ゞ」

- 2 前項の表三の頃から六の頃まで及び九の頃から十三の頃までの 規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- いる表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用し一3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、会 長が定めるところによる。

(来卒用)

な事項は、会長が別に定める。

至 三

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をこ こに公表する。

平成二十年四月七日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

宮崎県労働委員会告示第一号

宮崎県労働委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(要/////

第一条 この告示は、この告示の施行の察朗に公表されている縦書 きの形式をとっている告示(以下「既存告示」という。)の形式 を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとす

(形式の変更)

- 第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左饋書きに致正
 - | 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示に おける上方は攻正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置 は、既存告示における文字の配置とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとって いる表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用し ない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の 下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表及び様式	アラビア数字
の番号に用いられている漢数字	
二 号の番号に用いられている漢	左右を丸括弧で囲んだア
数	ラビア数字
三 号を第一次の段階で細分する	五十音順による片仮名

労働委員会訓令

- 宝 宝 この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。
- な事項は、会長が別に定める。
- 第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要
- 長が定めるところによる。
- 規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、会

	しる妻(男妻を含む 以下信じ))	及び核型につりては 通用・		
	ばら°			
	(用字及び用語の整理)			
第三条 既存訓令中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の				
	下欄に掲げるものに改める。			
	一章、節、款、条、表及び様式	アラビア数字		
	の番号に用いられている漢数字			
	1一 号の番号に用いられている漢	左右を丸括弧で囲んだア		
	数子	レブア数分		
	三 号を第一次の段階で細分する	五十音順による片仮名		
	ために用いられている文字及び			
	これを引用するために用いられ			
	ている当該文字			
	四 号を第二次の段階で細分する	左右を丸括弧で囲んだ五		
	ために用いられている文字及び	十音順による片仮名		
	これを引用するために用いられ			
	ている当該文字			
	五 表中その内容を第一次の段階	アラビア数字		
	で細分するために用いられてい			
	る漢数字			
	六 表中その内容を第二次の段階	左右を丸括弧で囲んだア		
	で細分するために用いられてい	ルガア数件		
	る文字及びこれを引用するため			
	に用いられている当該文字			
	七 漢数字(次に掲げるものを除	アラビア数字(漢数字を		
	√°)	区切る読点は削り、三け		
	ア 固有名詞の一部又は全部と	たいかにはって		
	して用いられているもの	区切るとともに、小数点		
	イ 熟語の一部として用いられ	を表す中点はピリオドに		
	ているもの	収めるものとする。)		
	ゥ 数量又は順序を示す意味が			
	薄く他の数字に置き換えての			
	表現がみられないもの			
	ェ 数字の単位として用いられ			

ているもの(十、百攻び干を

− 7 **−**

- 0
- 2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとって いる表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用し
- は、既存訓令における文字の配置とする。
- おける上方は改正後訓令における左方とする。 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置
- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令に
- (形式の変更) 第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正 40°°
- (以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること 等に関し必要な事項を定めるものとする。
- (要加) 第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令

宮崎県労働委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令

宮崎県労働委員会訓令第一号

平成二十年四月七日

宮崎県労働委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令をこ こに公表する。

	Ţ	字 崎	県	公	7
	ために用いられている文字及び				
	これを引用するために用いられ				
	ている当該文字				
	四 号を第二次の段階で細分する	左右を丸	括弧で	囲んだ	H
	ために用いられている文字及び	十神順に	よる干	仮名	
	これを引用するために用いられ				
	ている当談文字				
	五 表中その内容を第一次の段階	アラガア	数字		
	で雒分するために用いられてい				
	る連数字				
	六 表中その内容を第二次の段階	左右を丸	括弧で	囲んだ	٢
	で雒分するために用いられてい	ラビア数	14		
	る文字及びこれを引用するため				
	に用いられている当該文字				
	七 漢数字(次に掲げるものを除	アラガア	数字 (漢数字	₩
	√°)	区切る誌	点は削	S' 1	t
	ア 固有名詞の一部又は全部と	ないもに	ムイロ	に よし	٢
	して用いられているもの	区切ると	ともに、	、小数	⋣ {
	イ 熟語の一部として用いられ	を表す中	点はど	リオド	IJ
l	N3648	改めるも	のとす	ю°)	
l	ゥ 数量又は順序を示す意味が				
l	薄く他の数字に置き換えての				
1	表現がみられないもの				
1	ェ 数字の単位として用いられ				
	ているもの(十、百及び干を				
	歩 √°)				
	オ 一の頃、二の項及び五の頃				
	に定めるもの				
	八 項番号のない頃	アラガア	数字に	よる頂	梅
		号を付し	た項		
	九 左(文面上の位置又は方向を	次			
	示すために用いられているもの				
	に 殴る。)				
	十 右(文面上の位置又は方向を	귀证			
	示すために用いられているもの				
	に 図 る。)				
	十十二十二章	七 뾑			
	十11	右 腫			
	十三 よう昔に用いる「や」、「				
	\$]'[4]'[4]'[h]	[4] <i>'</i>	[4]	Lu	_
	若しくは「ョ」又は促音に用い	若しくは		又は「	ς 7
	る「つ」 若しくは「シ」	若しくは	[>]		
~	前項の表三の頃から六の頃まで及	び九の項か	ディン十 	の頃*	КF

平成 20 年 4 月 7 日(月曜日) 第 1970 号

塗√°)	
ォ 一の項、二の項及び五の項	
に定めるもの	
八 項番号のない頃	アラビア数字による項番
	号を付した頃
九 左(文面上の位置又は方向を	炎
示すために用いられているもの	
に厩る。)	
十 右(文面上の位置又は方向を	- 기대
示すために用いられているもの	
に限る。)	
十1 斗糧	大藤
十11	//
十三 よう音に用いる「や」、「	~たぞれしゃ」、しゅ)、
₱	[4], [4], [4]
若しくは「ョ」又は促音に用い	若しくは「『」又は「?」
る「つ」若しくは「ツ」	若しくは「ゞ」
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- 規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの
- 長が定めるところによる。。 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、会

(委任)

な事項は、会長が別に定める。 第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要

と 別

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。